



# 鳥取県公報

平成 27 年 10 月 23 日(金)  
号外第 100 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇選管規則	鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則（１）・・・・・・・・・・ 2 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部を改正する規則（２）・・・・・・・・・・ 3
◇合同選管規程	鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程（１）・・・・・・・・ 4 政治活動用事務所に掲示する立札及び看板の類の証票に関する規程（２）・・・・ 7
◇合同選管告示	鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長の選任（１）・・・・ 8

# 選 管 規 則

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

## 鳥取県選挙管理委員会規則第1号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第58条 県の委員会は、 <u>法第169条第6項の規定によるくじを行う日時及び場所をあらかじめ定めて告示するものとする。</u>	第58条 法第169条第5項の規定により掲載順序のくじを行う日時及び場所は、別に県の委員会が定めて告示する。

附 則

この規則は、平成27年11月5日から施行する。

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

**鳥取県選挙管理委員会規則第2号**

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部を改正する規則

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和56年鳥取県選挙管理委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(証票の申請等)</p> <p>第2条 令第110条の5第5項の規定による申請は、<u>公職</u>の候補者又は<u>公職</u>の候補者となろうとする者（<u>公職</u>にある者を含む。以下「<u>公職</u>の候補者等」という。）にあつては様式第2号の証票交付申請書に、当該<u>公職</u>の候補者等に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第199条の5第1項に規定する後援団体（以下「後援団体」という。）にあつては様式第3号の証票交付申請書によらなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(証票の申請等)</p> <p>第2条 令第110条の5第5項の規定による申請は、<u>衆議院鳥取県第1区若しくは第2区選出議員、参議院鳥取県選挙区選出議員、鳥取県議会議員若しくは鳥取県知事の選挙</u>の候補者又はこれらの選挙の候補者となろうとする者（<u>衆議院鳥取県第1区若しくは第2区選出議員、参議院鳥取県選挙区選出議員、鳥取県議会議員又は鳥取県知事の職</u>にある者を含む。以下「候補者等」という。）にあつては様式第2号の証票交付申請書に、当該候補者等に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第199条の5第1項に規定する後援団体（以下「後援団体」という。）にあつては様式第3号の証票交付申請書によらなければならない。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成27年11月5日から施行する。

# 合 同 選 管 規 程

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程をここに公布する。

平成27年10月23日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

## 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程第1号

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程

目次

- 第1章 委員長の代理（第1条）
- 第2章 委員長の職務権限（第2条―第4条）
- 第3章 事務局（第5条―第12条）
- 第4章 文書（第13条）
- 第5章 公印（第14条）

附則

### 第1章 委員長の代理

第1条 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長が指定する委員がその職務を代理する。

- 2 委員長及び委員長が指定する委員（以下この項において「委員長等」という。）に事故あるとき、又は委員長等が欠けたときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を代理する。

### 第2章 委員長の職務権限

（委員長の担当事務）

第2条 委員長の担任する事務の概目は次のとおりとする。

- （1） 委員会の議決を経るべき事件につき議案を提出し、又は議決を執行すること。
- （2） 公印及び書類の保管に関すること。
- （3） 事務局職員の任免及び服務等に関すること。
- （4） 委員会の庶務に関すること。
- （5） その他法令等によりその権限に属する事項

（委員長の専決処分）

第3条 委員会が成立しないとき、委員の排斥その他の故障により会議を開くことができないとき、又は委員会において議決すべき事件を議決していない場合において緊急に処理する必要があるときは、委員長はその議決すべき事件を処分することができる。

- 2 委員会の権限に属する事件で委員会が特に指定したものは、委員長において専決処分することができる。

- 3 前2項の規定による処分については、次の会議においてこれを委員会に報告し、第1項の規定による処分についてはその承認を求めなければならない。

（委員長の権限に属する事項に係る事務の専決）

第4条 委員長の権限に属する事項で軽易なものについては、事務局長又は事務局長代理においてその事務を専決することができる。

### 第3章 事務局

（事務局の組織）

第5条 委員会に関する事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

（職員の種類）

第6条 事務局に、事務局長、事務局長代理、事務局次長及び書記を置く。

（事務局長、事務局長代理及び事務局次長）

第7条 事務局長は、委員会の主たる執務場所が属する県の選挙管理委員会事務局長の職にある者をもって充てる。

- 2 事務局長代理は、委員会の主たる執務場所が属しない県の選挙管理委員会事務局長の職にある者をもって充

てる。

3 事務局次長は、鳥取県及び島根県の選挙管理委員会において、事務局次長の職にある者をもって充てる。

(書記)

第8条 書記は、鳥取県及び島根県の選挙管理委員会事務局において、事務局長及び事務局次長以外の職にある者をもって充てる。

(職務)

第9条 事務局長は、委員長の命を受け、局務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 事務局長代理は、局長を代理し、職員を指揮する。

3 事務局次長は、事務局長及び事務局長代理を補佐し、職員を監督する。

4 書記は、上司の指揮を受け、委員会に関する事務に従事する。

(事務局に係る事務の代決)

第10条 事務局長又は事務局長代理が不在のときは、あらかじめ指定された職員が事務を代決することができる。

(職員の服務及び事務処理)

第11条 本章に規定するものを除くほか、服務及び事務処理については、当該職員が属する県の選挙管理委員会事務局の例による。

(執務時間)

第12条 事務局の執務時間については、委員会の主たる執務場所が属する県の知事部局の例による。

#### 第4章 文書

第13条 委員会における公文書の管理及び利用については、当該公文書を保有する県の選挙管理委員会の例による。

#### 第5章 公印

第14条 公印の種類、ひな形及び寸法は次のとおりとする。

公印の種類	ひな形	寸法
委員会の印	鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会印	30ミリメートル平方
委員長の印	鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長印	27ミリメートル平方
事務局長の印	鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会事務局長印	27ミリメートル平方

附 則

この規程は、公布の日から施行する。



## 合 同 選 管 告 示

### 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号

平成27年10月20日開催した鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会において、次の者を鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長に選任した。

平成27年10月23日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長

島根県松江市東朝日町125 津田 和美